

平成26年3月19日3月三次市議会定例会を開議した。

1 出席議員は次のとおりである（26名）

1番 吉岡 広小路	2番 須山 敏夫	3番 小池 拓司
4番 鈴木 深由希	5番 澤井 信秀	6番 齊木 亨
7番 桑田 典章	8番 山村 恵美子	9番 宍戸 稔
10番 保実 治	11番 池田 徹	12番 新家 良和
13番 福岡 誠志	14番 岡田 美津子	15番 杉原 利明
16番 亀井 源吉	17番 伊達 英昭	18番 國岡 富郎
19番 大森 俊和	20番 竹原 孝剛	21番 平岡 誠
22番 小田 伸次	23番 林 千祐	24番 久保井 昭則
25番 助木 達夫	26番 沖原 賢治	

2 欠席議員は次のとおりである

なし

3 地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名（26名）

市長	増田 和俊	副市長	高岡 雅樹
副市長	津森 貴行	総務部長	元 廣 修
特命プロジェクト 推進部長	堂本 昌二	財務部長	福永 清三
地域振興部長	藤井 啓介	産業部長 兼農業委員会 事務局 長	上岡 譲二
福祉保健部長	森田 和利	子育て支援部長	瀧 奥 恵
教育長	児玉 一基	教育次長	白石 欣也
建設部長	花本 英蔵	水道局長	坂本 高宏
総合窓口 センター部長	部谷 義登	市民病院部 事務部長	山本 直樹
君田支所長	平岡 淳	布野支所長	反田 博美
作木支所長	瀧 奥 祥二郎	吉舎支所長	木屋 繁広
三良坂支所長	片岡 法生	三和支所長	細美 好宏
甲奴支所長	内藤 かすみ	企業誘致課長	森本 純
選挙管理委員会 事務局 長	上野 哲之	監査事務局長	伊川 文雄

4 職務のため議場に参加した事務局職員の職氏名（5名）

事務局 長	大 倉 克 文	次 長	吉 川 一 也
議事係 長	中 村 静 明	政務調査係長	明 賀 克 博
政務調査主任	瀧 熊 圭 治		

5 会議に付した事件は次のとおりである

日程番号	議案番号	件名
第 1		発言の取消しについて
第 2	議案第22号	(総務常任委員長報告11件) 三次市地域集会所設置及び管理条例の一部を改正する条例 (案) (原案可決)
	議案第31号	地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律の施行等に伴う関係条例の整備等に関する条例 (案) (原案可決)
	議案第32号	三次市職員の勤務条件等の改善のための関係条例の整備等に関する条例 (案) (原案可決)
	議案第33号	工事請負契約の一部変更について (原案可決)
	議案第34号	財産の無償譲渡について (原案可決)
	議案第35号	指定管理者の指定について (原案可決)
	議案第37号	三次市の基本構想として三次市総合計画を定めることについて (原案可決)
	議案第38号	過疎地域自立促進計画の変更について (原案可決)
	議案第39号	辺地に係る公共的施設の総合整備計画の策定について (原案可決)
	議案第40号	辺地に係る公共的施設の総合整備計画の変更について (原案可決)
	議案第41号	工事請負契約の一部変更について (原案可決)
第 3	議案第23号	(教育民生常任委員長報告 7 件) 三次市立学校設置条例の一部を改正する条例 (案) (原案可決)
	議案第24号	三次市営水泳プール設置及び管理条例の一部を改正する条例 (案) (原案可決)
	議案第25号	三次市老人集会所施設設置及び管理条例の一部を改正する条例 (案) (原案可決)
	議案第26号	三次市国民健康保険診療所設置及び管理条例の一部を改正する条例 (案) (原案可決)
	議案第27号	三次市廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例 (案) (原案可決)

日程番号	議案番号	件名
第 3	議案第30号 平成25年 陳情第2号	三次市奥田元宋・小由女美術館設置及び管理条例の一部を改正する条例（案）（原案可決） 公的年金2.5%の削減に反対する意見書の提出について（不採択）
第 4	議案第28号 議案第29号 議案第36号	（産業建設常任委員長報告3件） 三次市駐輪場設置及び管理条例の一部を改正する条例（案）（原案可決） 三次市公共下水道条例の一部を改正する条例（案）（原案可決） 指定管理者の指定の変更について（原案可決）
第 5	議案第1号 議案第2号 議案第3号 議案第4号 議案第5号 議案第6号 議案第7号 議案第8号 議案第9号 議案第10号 議案第11号 議案第12号 議案第13号 議案第14号 議案第15号 議案第16号	（予算決算常任委員長報告21件） 平成26年度三次市一般会計予算（案）（原案可決） 平成26年度三次市国民健康保険特別会計予算（案）（原案可決） 平成26年度三次市診療所特別会計予算（案）（原案可決） 平成26年度三次市介護保険特別会計予算（案）（原案可決） 平成26年度三次市後期高齢者医療特別会計予算（案）（原案可決） 平成26年度三次市土地取得特別会計予算（案）（原案可決） 平成26年度三次市下水道事業特別会計予算（案）（原案可決） 平成26年度三次市農業集落排水事業特別会計予算（案）（原案可決） 平成26年度三次市簡易水道事業特別会計予算（案）（原案可決） 平成26年度三次市病院事業会計予算（案）（原案可決） 平成26年度三次市水道事業会計予算（案）（原案可決） 平成25年度三次市一般会計補正予算（第7号）（案）（原案可決） 平成25年度三次市国民健康保険特別会計補正予算（第3号）（案）（原案可決） 平成25年度三次市診療所特別会計補正予算（第2号）（案）（原案可決） 平成25年度三次市介護保険特別会計補正予算（第3号）（案）（原案可決） 平成25年度三次市後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）（案）（原案可決）

日程番号	議案番号	件名
第 5	議案第17号	平成25年度三次市下水道事業特別会計補正予算（第3号）（案） （原案可決）
	議案第18号	平成25年度三次市農業集落排水事業特別会計補正予算（第3号） （案）（原案可決）
	議案第19号	平成25年度三次市簡易水道事業特別会計補正予算（第2号）（案） （原案可決）
	議案第20号	平成25年度三次市病院事業会計補正予算（第2号）（案）（原案可 決）
	議案第21号	平成25年度三次市水道事業会計補正予算（第1号）（案）（原案可 決）
第 6	報告第4号	専決処分の報告について（訴えの提起について）
	報告第5号	専決処分の報告について（訴えの提起について）
第 7	議案第42号	三次市教育委員会委員の任命の同意を求めることについて（同意）
第 8	議案第43号	三次市公平委員会委員の選任の同意を求めることについて（同意）
第 9	議案第44号	三次市公益通報審査会委員の委嘱の同意を求めることについて（同 意）
	議案第45号	三次市公益通報審査会委員の委嘱の同意を求めることについて（同 意）
第10		三次市農業委員会委員の推薦について（異議なし）
第11	発議第1号	「手話言語法」制定を求める意見書（案）（原案可決）
第12	発議第2号	野生鳥獣の解体処理と流通体制の法的整備を求める意見書（案） （原案可決）
第13	発議第3号	労働者保護ルール改悪反対を求める意見書（案）（原案可決）

日程番号	議案番号	件名
第14	<p>.....</p> <p>平成25年 陳情第4号</p>	<p>(閉会中継続審査申出事件1件)</p> <p>.....</p> <p>(総務常任委員会)</p> <p>公契約条例制定を求めることについて</p>

平成26年3月三次市議会定例会議事日程（第5号）

（平成26年3月19日）

日程番号	議案番号	件名	
第 1		発言の取消しについて……………	293
第 2		（総務常任委員長報告11件）	
	議 22	三次市地域集会所設置及び管理条例の一部を改正する条例 （案）……………	294
	議 31	地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るた めの関係法律の整備に関する法律の施行等に伴う関係条例の 整備等に関する条例（案）……………	294
	議 32	三次市職員の勤務条件等の改善のための関係条例の整備等に 関する条例（案）……………	294
	議 33	工事請負契約の一部変更について……………	294
	議 34	財産の無償譲渡について……………	294
	議 35	指定管理者の指定について……………	294
	議 37	三次市の基本構想として三次市総合計画を定めることについ て……………	294
	議 38	過疎地域自立促進計画の変更について……………	294
	議 39	辺地に係る公共的施設の総合整備計画の策定について……………	294
	議 40	辺地に係る公共的施設の総合整備計画の変更について……………	294
議 41	工事請負契約の一部変更について……………	294	
第 3		（教育民生常任委員長報告7件）	
	議 23	三次市立学校設置条例の一部を改正する条例（案）……………	302
	議 24	三次市営水泳プール設置及び管理条例の一部を改正する条例 （案）……………	302
	議 25	三次市老人集会施設設置及び管理条例の一部を改正する条例 （案）……………	302
	議 26	三次市国民健康保険診療所設置及び管理条例の一部を改正す る条例（案）……………	302

日程番号	議案番号	件名
第 3	議 27	三次市廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する 条例（案）…………… 302
	議 30	三次市奥田元宋・小由女美術館設置及び管理条例の一部を改 正する条例（案）…………… 302
	平成25年 陳 2	公的年金2.5%の削減に反対する意見書の提出について…………… 302
第 4		（産業建設常任委員長報告3件）
	議 28	三次市駐輪場設置及び管理条例の一部を改正する条例（案）…………… 304
	議 29 議 36	三次市公共下水道条例の一部を改正する条例（案）…………… 304 指定管理者の指定の変更について…………… 304
第 5		（予算決算常任委員長報告21件）
	議 1	平成26年度三次市一般会計予算（案）…………… 305
	議 2	平成26年度三次市国民健康保険特別会計予算（案）…………… 305
	議 3	平成26年度三次市診療所特別会計予算（案）…………… 305
	議 4	平成26年度三次市介護保険特別会計予算（案）…………… 305
	議 5	平成26年度三次市後期高齢者医療特別会計予算（案）…………… 305
	議 6	平成26年度三次市土地取得特別会計予算（案）…………… 305
	議 7	平成26年度三次市下水道事業特別会計予算（案）…………… 305
	議 8	平成26年度三次市農業集落排水事業特別会計予算（案）…………… 305
	議 9	平成26年度三次市簡易水道事業特別会計予算（案）…………… 305
	議 10	平成26年度三次市病院事業会計予算（案）…………… 305
	議 11	平成26年度三次市水道事業会計予算（案）…………… 305
	議 12	平成25年度三次市一般会計補正予算（第7号）（案）…………… 305
	議 13	平成25年度三次市国民健康保険特別会計補正予算（第3号） （案）…………… 305
	議 14	平成25年度三次市診療所特別会計補正予算（第2号）（案）…………… 305
	議 15	平成25年度三次市介護保険特別会計補正予算（第3号） （案）…………… 305
議 16	平成25年度三次市後期高齢者医療特別会計補正予算（第2 号）（案）…………… 305	

日程番号	議案番号	件名	
第 5	議 17	平成25年度三次市下水道事業特別会計補正予算（第3号） （案）	305
	議 18	平成25年度三次市農業集落排水事業特別会計補正予算（第3号） （案）	305
	議 19	平成25年度三次市簡易水道事業特別会計補正予算（第2号） （案）	305
	議 20	平成25年度三次市病院事業会計補正予算（第2号）（案）	305
	議 21	平成25年度三次市水道事業会計補正予算（第1号）（案）	305
第 6	報 4	専決処分の報告について（訴えの提起について）	310
	報 5	専決処分の報告について（訴えの提起について）	310
第 7	議 42	三次市教育委員会委員の任命の同意を求めることについて	311
第 8	議 43	三次市公平委員会委員の選任の同意を求めることについて	311
第 9	議 44	三次市公益通報審査会委員の委嘱の同意を求めることについて	312
	議 45	三次市公益通報審査会委員の委嘱の同意を求めることについて	312
第10		三次市農業委員会委員の推薦について	313
第11	発 1	「手話言語法」制定を求める意見書（案）	314
第12	発 2	野生鳥獣の解体処理と流通体制の法的整備を求める意見書 （案）	315
第13	発 3	労働者保護ルール改悪反対を求める意見書（案）	317

日程番号	議案番号	件名
第14		(閉会中継続審査申出事件1件) 321
	平成25年 陳 4	(総務常任委員会) 公契約条例制定を求めることについて 321


~~~~~ ○ ~~~~~

——開議 午前10時 0分——

○議長（沖原賢治君） 皆さんおはようございます。

本日は3月定例会最終日であります。

各委員会審査の報告と採決、及び追加議案等の審議を行います。

ただいまの出席議員数は26人です。

これより本日の会議を開きます。

本日の会議録署名者として、宍戸議員及び山村議員を指名をいたします。

ここで増田市長から発言をしたい旨、申し出がありましたので、この際これを許可します。

（市長 増田和俊君、挙手して発言を求める）

○議長（沖原賢治君） 増田市長。

○市長（増田和俊君） 議員の皆さん、おはようございます。

本会議に先立ちまして、3月18日付で平成25年度の特別交付税額が決定をいたしましたので、ここで御報告申し上げたいと思います。

議員各位におかれましては、特別交付税に係る要望活動など大変御尽力をいただき、ありがとうございました。全国の交付総額は昨年度より2.2%の減となっておりますが、おかげさまで、本市におきましては、1.1%の増の18億4,800万5,000円の交付を受けることになりました。これは、県内各地の平均交付額に比べまして6億5,000万円余りの増額となっております。今年度の予算額は12億6,870万3,000円を計上しておりますが、予算額を超えました5億7,930万2,000円の増収分につきましては、決算に向けて財源調整の資金とさせていただきたいと考えておりますので、よろしくお願いを申し上げます。

お礼とあわせて御報告を申し上げます。ありがとうございました。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第1 発言の取消しについて

○議長（沖原賢治君） 日程第1、発言の取消しについてを議題といたします。

まず、小池拓司議員の申し出についてお諮りいたします。

小池議員から、3月5日の会議における発言について、その内容が不適切であったため、会議規則第64条の規定により、お手元に配付のとおり発言を取り消したいとの申し出がありました。これを許可することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（沖原賢治君） 御異議なしと認めます。

よって小池拓司議員からの発言取り消しの申し出を許可することに決定をいたしました。

次に、吉岡広小路議員の3月4日の会議におけるお手元配付の発言は、議長において不穏当と認めますので、発言の取り消しを命ずることといたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

#### 日程第2 総務常任委員長報告11件

- 議案第22号 三次市地域集会所設置及び管理条例の一部を改正する条例（案）
- 議案第31号 地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律の施行等に伴う関係条例の整備等に関する条例（案）
- 議案第32号 三次市職員の勤務条件等の改善のための関係条例の整備等に関する条例（案）
- 議案第33号 工事請負契約の一部変更について
- 議案第34号 財産の無償譲渡について
- 議案第35号 指定管理者の指定について
- 議案第37号 三次市の基本構想として三次市総合計画を定めることについて
- 議案第38号 過疎地域自立促進計画の変更について
- 議案第39号 辺地に係る公共的施設の総合整備計画の策定について
- 議案第40号 辺地に係る公共的施設の総合整備計画の変更について
- 議案第41号 工事請負契約の一部変更について

○議長（沖原賢治君） 日程第2、議案第22号三次市地域集会所設置及び管理条例の一部を改正する条例（案）外10議案を一括議題といたします。

議案11件について、総務常任委員長の報告を求めます。

（総務常任委員長 亀井源吉君、挙手して発言を求めらる）

○議長（沖原賢治君） 亀井総務常任委員長。

〔総務常任委員長 亀井源吉君 登壇〕

○総務常任委員長（亀井源吉君） 皆さんおはようございます。

今期定例会において、総務常任委員会に審査付託となりました議案11件について、その審査の経過と結果を御報告申し上げます。

本委員会では、去る3月6日と7日に委員会を開催し、議案第35号指定管理者の指定については、教育民生常任委員会との連合審査会を開催し、また議案第37号三次市の基本構想として三次市総合計画を定めることについては、教育民生常任委員会、産業建設常任委員会との連合審査会を開催し、副市長や担当部長等の出席を求め、慎重に審査いたしました。議案第35号については、審査の結果、賛成多数をもって原案のとおり可決してよいものと決しました。

次に、議案第22号三次市地域集会所設置及び管理条例の一部を改正する条例（案）外議案9件については、審査の結果、いずれも全員一致をもって原案のとおり可決してよいものと決しました。

審査の過程において、各委員から述べられた指摘及び意見について、その主なものを申し上げます。

議案第35号について、非公募として株式会社暮らしサポートみよしを選考した理由は、文化団体との連携や、三次市文化会館における施設管理に実績を持ち、市民に信頼がある市内業者とのことであるが、指定管理者の選考は、選考基準に基づく理由を明確にし、市民にもわかり

やすく、透明性、公平性を原則とされるものであります。今後の三次市指定管理者の選考においては、選考委員会の体制や、公募、非公募の扱いも含めて、もっと市民に理解が得られるよう慎重に検討されたい。あわせて、株式会社暮らしサポートみよしは100%三次市の出資した会社でもあり、三次市民ホールが市民の文化振興の拠点施設となるよう、あらゆる努力を重ねられるとともに、一層の健全経営を目指されたい。

次に、議案第37号について、三次市総合計画は、三次市の総合的、計画的な行政運営を図るための基本構想、基本計画として策定されるものであり、三次市民の幸せを実現するためのまちづくりの総合指針です。総合計画の策定に当たっては、人口減少、少子・高齢化の進行など直面する大きな課題があり、激しい社会情勢の変化や厳しい財政状況を的確に捉えることが重要と考えます。今後10年間のまちづくりの総合指針となり、必要な事業が着実に実施されるには、財政計画や推計の裏づけが必要であり、総合計画に基づいて策定される実施計画や個別計画は、これまでの経過や現状分析を十分に行った上で策定し、総合計画との整合性が図られているかを適宜検証しながら進められたい。また、総合計画に沿ったまちづくりには、市民の参加と行動が不可欠であり、将来の人口推計や厳しい財政状況等深刻な状況を市民に十分に説明し、理解と協力を求められたい。最後に、「誰もがしあわせを実感しながら、住み続けたいまち」の実現のためには、医療の充実や新たな自治活動の取り組み、集落機能の維持、また地域交通の対策等、多くの課題があり、これらに対して行き届いた施策を講じられるよう求めます。

以上、述べました事項のほか、委員会審査において各委員から述べられた指摘及び意見についても、今後十分に反映していただくよう要望し、委員長報告を終わります。

○議長（沖原賢治君） ただいまの委員長報告に対する質疑を願います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（沖原賢治君） 質疑なしと認めます。

これより討論を行います。

討論は、反対討論、賛成討論を交互にお願いをいたします。

まず初めに、反対討論を許します。

（22番 小田伸次君、挙手して発言を求める）

○議長（沖原賢治君） 小田議員。

○22番（小田伸次君） 私は、議案第35号について、反対の立場での討論を行いたいというふうに思います。

本議案は、市民ホールに対する指定管理者、暮らしサポートみよしということでございますけれども、これは非公募での指名であります。指定管理者制度というものは、基本、原則として公募が行われるものだというふうに思います。そして、この公募に対して何も今回の提案というものは、公募するに当たって打診をしてみたり、公募をしたけれども応募もなかったというような形での提案のように私には見えます。これをまず最初に、公募なしで非公募で行うというのは、これはルールに反することではないかというふうに思うわけであります。しかも、この公募したときに、情報として、名前を言えば皆さんが御存じのような会社が手を挙げるで

あろうという情報が寄せられておるわけでありまして、それがあってもかかわらず、非公募でこのことを議会に提出してきたということは、甚だルール違反ではないかというふうに思われます。しかも、この非公募にした理由の中で上げられておりましたけれども、市民が利用しやすいとかということも書いてありましたけれども、設置管理条例があるわけございまして、どこの業者がどのようにこれを、主たる管理会社になったにしても、市民が使いやすいか使いにくいかということに関しては、私は問題がないものというふうに思います。

そして、雇用の面に関しても、この、例えば三次市外からの業者が落札したにしても、そこから全員が来て、三次の市民の人の雇用を剥奪するということはあり得ないわけでありまして、三次の市民の方、今現在文化会館に携わっていただいとる暮らしサポートの方々を、また継続雇用ということも考えられるわけございまして、そういったこともあるにもかかわらず、公募せず非公募というのは私はあり得ない手法だというふうに思います。ましてや、どこからどういうふうな会社が手を挙げてくれるかわかりません、公募という形をとれば。そうすることによって、この三次の名前を、市外、県外に対して売ること可能だというふうにも思います。ですから、この非公募で行ったということは、私は納得することができません。提案のときから幾度となく説明をされましたけれども、このわかりにくい管理体制も含めて、これは私は納得するものではないということで、この公募にせず非公募で暮らしサポートみよしを選定するということに関しては反対をさせていただきたいというふうに思います。

○議長（沖原賢治君） 次に、賛成討論を願います。

（21番 平岡 誠君、挙手して発言を求め）

○議長（沖原賢治君） 平岡議員。

○21番（平岡 誠君） 私は、議案第35号において、賛成討論を行いたいと思います。

ことし11月に完成予定となっております三次市民ホールは、現在の三次市文化会館にかわるもので、これまでの約40年間の歴史を引き継ぎながら、三次市や広く県北の文化芸術の創造、交流発信拠点となることから、多くの皆さんからも期待をされ、一日も早い完成を待ち望んでおられるものであります。この市民ホールの運営に当たっては、去る2月10日、三次市市民ホールに係る三次市指定管理者選考委員会において、指定管理者を株式会社暮らしサポートみよしにすることを全会一致で決定されたところです。このことはマスコミでも既に報道されているものであります。

この指定管理者決定以前の、昨年11月26日の議会における全員協議会において、三次市民ホール管理運営計画が出され、その説明を受けたところであります。執行部はこの中で、管理運営については市直営か指定管理者のいずれかとなるが、これまで掲げた施設の維持管理、運営、貸館等の方針を、効果的、効率的に実現するために、原則として指定管理者による管理運営を行うこととして、指定管理期間を6年とするとし、ただし最初の指定期間は平成29年度末までとするというもので、今後、指定管理における公募、非公募、プロポーザルのいずれかにするか、これから検討していくというものであります。

また、この中で運営方針として、事業担当スタッフの充実、市民ホールサポーター組織の設

置、そして一番大事なのは、市民中心の運営委員会の設置を基本とすることを明確にされたことは、特筆すべきことであると思っております。会館の貸館事業、維持管理は指定管理者が行い、大きな事業とは市民参画組織、指定管理者、三次市、そして専門的なノウハウを有する主体という4つの団体で構成された事業運営委員会というものを設置し、年間の実施事業の検討を決定をしていくというものであります。こうした管理運営の提案に対して、議会として、そのときは大きな異論はなかったように思っております。この11月26日の全員協議会の説明をされて、それ以降、執行部においては庁舎内部において十分な検討が行われ、指定管理者選考委員会に提案をされ、結論が2月10日に出されたものと思っております。議会に対しては2月18日の全員協議会において、指定管理者とその選定理由、また指定管理期間、事業運営委員会と専門的ノウハウの導入、そして体制図が示されたところであります。

私は、このたびの執行部の提案は、こうしたこれまでの流れに沿って出されたものであり、非公募による株式会社暮らしサポートみよしを指定管理者に決定されたことは問題があるとは思っておりません。選定理由にあります三次市文化会館指定管理者としての実績、市民や市内文化団体との継続した連携、地域の雇用の継続、このように会館の貸館、維持管理、舞台技術の実績を持った事業体は、市内ではほかにないと思っております。特に、これまでの三次市文化会館の実績があるとはいえ、市民ホールにおける新たな業務で即万全な体制がとれるとは思っておりませんが、経験、実践を通して計算を積み上げていくことで、この問題は解決は必ず図れるものと信じております。

また、私は、雇用の継続を図れることに高く評価をしております。まずはこの3年間の実績を見てから、次の判断をしていけばよいものと思っております。奥田元宋・小由女美術館を初めとした美術館運営も同じようなことが言えると思いますし、あえて言わせてもらおうと、公共事業等において、三次市は条件をつけながら地元業者を選定していく、そして地元の建築資材を使うということなどを原則に事業を進められております。このことは、議会としても、地元にとって経済効果があるというふうに必要なことと思っております。地元でできることは地元の業者を選定することは、当然だと思っております。市民ホールの基本理念は、三次全市民が日常的に芸術文化に触れ、健やかで豊かな心を育む、自然とまちを同時に感じられる環境の中で、三次独自の芸術文化を育む、県北の中核都市における芸術文化の発信拠点となる、このすばらしい理念の実現のために、市としても指定管理者や事業運営委員会に積極的にかかわっていただき、市民ホール事業を発展させていただきたいと思っております。議会としても、大いに側面から支えていきたいと考えております。

最後に、本会議の中で議員の方から、市民ホールの指定管理を公募せえと言われながら事業者名を上げられ、市長から注意もありました。私は、この発言を聞いて非常に不信感を抱かざるを得ませんでした。これは、公募はA社よりB社のほうがよいという口述であったのかと思われても仕方がないのではないかというふうに感じたところであります。

以上を申し述べまして、私の賛成討論といたします。

○議長（沖原賢治君） ほかに討論。

(1番 吉岡広小路君、挙手して発言を求める)

○議長(沖原賢治君) 吉岡議員。

○1番(吉岡広小路君) 私も、議案第35号指定管理者の指定について、反対の立場で討論させていただきたいと思います。

まず、反対の論旨の1点目は、いわゆる今回議会に提案をされ、委員会審査連合審査会ということで、その審査がされたわけでありましてけれども、初日、2日間に続けて連合審査会が開催されたというふうに思っております。その中で、1日目は不在だった高岡副市長等が、株式会社暮らしサポートみよしの取締役であられるのにもかかわらず、その任にある者が、いわゆるその相手方である会社の役員をしながらその説明の場において、その説明を行うこと自体、私自身、全くまことに審査としては不穏当であるというふうに思いますし、現に私自身がいただいた、皆さんがいただかれた選考委員会の議事録の資料によると、そういった取締役の中に市の関係者がいるというのは不適切であるということで席を外されたということが議事録の中にも書かれておりますけれども、こうしたことを考えると、選考委員会あるいは議会の委員会の中でそういう使い分けをされるのではなくて、きちんとやはり方向性を示して、都合のいいようではなくて、きちんと真摯に議論をされるべきであったというのが、まず前提であります。

さらに、先ほど賛成の意見もあらわれましたけれども、先ほど小田議員が言われたように、まずこの指定管理者制度というのは公募による手段を用いるということが大前提であって、まさしくこれが民主主義であり、まずその公募による手段を用いて民間事業者の参入を促すということが、この指定管理者制度の導入の大きな意味合いがあるかと思っております。それを、ただもうここしかないというのであれば非公募という形もありましようけれども、委託事業で直営でやる、もうそういった形のもので行うべきであって、指定管理者制度の導入を行うということであれば、当然民間事業者の参入を促して、行政が管理運営にかかわるのではなくて、そういった民間活力を導入しようということで考えられたのが、まさしく指定管理者制度の導入ということになるかというふうに思います。

その中で、じゃあ今回提案をされております、非公募、随意契約によります株式会社暮らしサポートみよしの実態を考えてみたときに、株式会社とはいえども、三次市が100%出資の子会社というような形になっておりまして、本来、この暮らしサポートみよしが利益を追求する株式会社であるとは、私自身思えないわけでありまして。ほとんどその大半の業務というのが市から出される委託事業によって、市の予算によってその運営がなされている以上、例えば利益が上がった場合、株式会社とはいえども、また市と協議をして、その返還であるとか、そういったところも求められておるのが、この株式会社暮らしサポートみよしのつくられた役割であったり、その業務であろうかというふうに思います。繰り返し言いますけれども、株式会社暮らしサポートみよしの大半の事業は三次市から委託をされた事業であるということも考えますと、そこで果たして民間活力の導入が図られるのだろうかということなのです。

意見の中には、地元を使うことで、地元の業者、事業者を使うことによって地元の雇用が生まれる、あるいは地元の各団体、文化団体等が使いやすい運営が行われるということでありま

すけれども、現に運動公園におきましても民間の事業者が指定管理者制度でその運営を行っておりますが、各スポーツ団体とトラブルがあったりとか、その運営において問題があったりというのは聞いておりませんし、両者がお互い一体となって、スポーツ大会誘致主体でありますとかそういったものを、民間もスポーツ団体もそれぞれの地元も一緒になって総合的に計画をして、その大会運営を盛り上げていく、大会を誘致していくというところが、やっていくのが当然のことだろうと思います。

さらに、今現在の文化会館においても、その内容、中身、暮らしサポートが管理をされておりますけれども、その内容からいうと、十分に市民の皆さんが、市民団体の皆さんが使えないというほど、ホールであるとか会館自体が十分に充足した経営、イベント等が行われているような実態にはないということであります。各地元の団体でありますとか文化団体、そういったものが十分に活用をしていただいて、それでも、ホールの運営とか平日の運営とか大変なのがこの市民ホールの運営であるから、そこに民間の事業者の協力をいただいて、そこを指定管理者にして、その管理運営を行っていくということなのです。民間事業者であったら、ホールが空いている、会館が空いているということになると、そこを何とかして埋めようとする、イベントをしたからにはそこに多くの人を集めて少しでも利益を出そうとする、そういうことが大切であって、先ほど言いましたように、民間の事業者が利益をもたらすために一生懸命、文化会館、今度市民ホールになって、市民ホールのイベントをたくさん設けよう、あるいはイベント一つ一つに対して集客をどんどん持ってこようという意欲と、先ほど言いましたように、大半が三次市からの受託事業であります暮らしサポートみよしの事業、いわゆる客が入ろうと入るまいと給料が一緒という体質では、おのずと管理運営体制でありますとか事業に対する取り組みが違ってくるという観点から、もともと公募、民間事業者の参入を促しているものが、この指定管理者制度であろうというふうに思います。重ねて、民間事業者の運営が十分想像される今回の市民ホールの指定管理者の決定でありますから、ぜひとも公募による指定管理者制度の決定をするのが妥当である、これが適切であるということを申し上げて、反対の討論といたします。

○議長（沖原賢治君） ほかに賛成討論。

（6番 齊木 亨君、挙手して発言を求める）

○議長（沖原賢治君） 齊木議員。

○6番（齊木 亨君） 議案第35号指定管理者の指定について、賛成の立場で討論をいたします。

この議案は、11月の完成を目指して建設中の市民ホールの指定管理者を株式会社暮らしサポートに指定しようとするものであります。この3月定例会において、一般質問での議論や総務常任委員会及び教育民生常任委員会での連合審査など、慎重な審査がなされてまいりました。審査の中で、指定管理者の指定の手續が非公募でなされたことについて、一部、異議が唱えられております。しかしながら、指定管理者を非公募とした本質の部分は、第1に、市民の皆さんに市民ホールをしっかりと使っていただくという考え、第2に、市内で完結できる仕事は市内の業者へ発注するという基本原則、この2点であると私は考えています。現在、文化会館を指

定管理している暮らしサポートみよしは、施設の管理実績や地元文化団体などとの連携、地域ニーズの把握等の実績がありますし、運営について特に問題となる事項も報告されていません。このことから判断しますと、今まで文化会館を利用されていた市民の皆さんが、指定管理者がかわらないことによってストレスなく、新しい施設に移行していただけるものと考えます。

2点目については、土木工事などの多くの入札や物品の購入などにおきまして市内業者優先の対応としており、市内企業である暮らしサポートみよしを指定することは、市の基本的な考え方や市民の要求とも合致するものであります。さらには、非公募としている施設は、美術館に代表されるようにほかにも事例は多くあり、今まで特に焦点にはなっておりませんし、非公募理由が明確であることや、民間からの委員も含まれる選定委員会において審議され、承認されたことも考えますと、やむを得ない判断かと考えます。もちろん指定管理者が行う施設の維持管理、貸館業務のほか、魅力的なイベントや講演を行い、三次市の集客力をアップする必要もあります。このため、指定管理とは別に事業運営委員会を組織し、この組織の中に専門的ノウハウを有する企業などを全国公募する予定となっております。市内で完結できる仕事は市内業者で行い、それを補完する必要があるところは広く公募することとしており、バランスのとれた実施体制であると判断しています。ぜひとも先見性のある広い視野を持った優秀な業者に、多く参加していただけるよう期待しております。

最後に、三次市と指定管理者並びに事業運営委員会が一体となり、市民が日常的に芸術文化に触れ、健やかで豊かな心を育むこと、自然とまちを同時に感じられる環境の中で、三次独自の芸術文化を育むこと、そして、県北の中核都市における芸術文化の発信拠点となることを目指し、市民ホールが市民の誇りとなる施設となるべく鋭意努力されることを願い、賛成討論いたします。

○議長（沖原賢治君） ほかに討論ありますか。

（13番 福岡誠志君、挙手して発言を求め）

○議長（沖原賢治君） 福岡議員。

○13番（福岡誠志君） 私も、この議案第35号につきまして、反対の立場で討論をさせていただきます。

私は、そもそも非公募によって暮らしサポートが選定されたということが非難をされるというものではなくて、やはり公募をされるべきだったということが今回の論点の一つだろうというふうに思います。一般質問でもいろいろと議論をさせていただきましたけれども、そもそもこの指定管理者の選定というのは、公平かつ透明性が確保されている手続が、特に求められていると。この点について総務省の通達においては、住民サービスを効果的、効率的に提供するため、サービスの提供者を民間事業者等から幅広く求めることということに意義があり、複数の申請者に事業計画書を提出させるというようなことが総務省の通達でもあります。今回非公募によって選定をされたというのが、この辺の趣旨に反しているということが、まず1点。

そしてもう一つに、三次市の公の施設における指定管理者の指定手続等に関する条例施行規則第2条では、市長は、指定管理者の指定を行うときは、特別の事情があると認める場合を除

き、公募するものとする」と記してあります。今回の案件に関しては特に特別な事情というのは、一般質問の中での答弁の中では、答弁はなかったかのように私は感じています。さらに、三次市の公の施設における指定管理者の指定手続等に関する条例第3条の3には、事業計画の内容が、当該公の施設の管理に係る経費の縮減が図られているものであることとありますけれども、そもそも非公募で選定した場合、経費の縮減が図られたか否かという審査さえ客観的にできないというような状況がございます。

さらに言うと、非公募で暮らしサポートを選定する、指定管理期間は4年間、指定管理料は、今までの3倍も4倍も指定管理料がかかりますけれども、その金額の妥当性さえ非公募であれば、我々は妥当に評価ができないといったようなことがあります。やはり公募をしてしっかりと全国に、せつかく拠点性が増した三次市ですから、どれだけの民間事業者がいるかというのを試すチャンスでもあったのではないかと。まさに三次というのを全国にPRしていく絶好の機会ではなかったかというふうに私は感じています。

さらに言うと、今回執行部のほうから体制図等が示されましたけれども、やはり問題点として上げられるのが、指定管理料と同様な経費が複雑に捻出されて多重投資となっているという側面があります。2つ目に、体制図というのは複雑過ぎて、意思決定までに時間を要すると。さらに、自主事業を行った際、この体制図においては、どこが責任を持って進めていくのかわからないというような複雑な体制図となっております。そして、市長も施政方針演説でも言われておりましたように、人件費の抑制を図っていくというふうにありますけれども、職員は減る、一方で業務量がふえる傾向にある中、わざわざ指定管理としてアウトソーシングを行うのに、その業務の一翼を社会教育課が担うということは、指定管理の趣旨と意義に全くそぐわないという点が指摘をされます。やはりアウトソーシングをするという意義を、いま一度、執行部の皆さんには御認識をいただきたいというふうに考えております。やはり民間にできることは民間に委託して、最少の経費で最大の住民サービスをもたらすということが指定管理の大きな意義でありますから、その点についてしっかりと御認識をいただいて、今後の指定管理業務の運営に当たっていただきたいというふうに思っているところであります。

以上の点において、暮らしサポートの趣旨というのは十分に理解するわけでありましてけれども、今回非公募で決定されたということについて疑義を唱えて、反対の討論とさせていただきます。

○議長（沖原賢治君） ほかに討論ありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（沖原賢治君） これをもって討論を終わります。

これより議案第22号外10議案を採決いたします。

初めに、反対討論のありました議案第35号指定管理者の指定についてを採決をいたします。

本案は、反対討論がありましたので、起立により採決をいたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

議案第35号は委員長の報告のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（沖原賢治君） 起立多数であります。

よって議案第35号指定管理者の指定については委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第35号を除く議案第22号外9議案を一括採決をいたします。

議案10件に対する委員長の報告は可決であります。

お諮りいたします。

議案第22号外9議案は委員長の報告のとおり決することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（沖原賢治君） 御異議なしと認めます。

よって議案第22号外9議案は委員長の報告のとおり可決されました。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第3 教育民生常任委員長報告7件

議案第23号 三次市立学校設置条例の一部を改正する条例（案）

議案第24号 三次市営水泳プール設置及び管理条例の一部を改正する条例
（案）

議案第25号 三次市老人集会施設設置及び管理条例の一部を改正する条例
（案）

議案第26号 三次市国民健康保険診療所設置及び管理条例の一部を改正する条
例（案）

議案第27号 三次市廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例
（案）

議案第30号 三次市奥田元宋・小由女美術館設置及び管理条例の一部を改正す
る条例（案）

平成25年
陳情第2号 公的年金2.5%の削減に反対する意見書の提出について

○議長（沖原賢治君） 日程第3、議案第23号三次市立学校設置条例の一部を改正する条例（案）

外5議案及び陳情1件を一括議題といたします。

議案6件及び陳情1件について教育民生常任委員長の報告を求めます。

（教育民生常任委員長 宍戸 稔君、挙手して発言を求める）

○議長（沖原賢治君） 宍戸教育民生常任委員長。

〔教育民生常任委員長 宍戸 稔君 登壇〕

○教育民生常任委員長（宍戸 稔君） おはようございます。

今期定例会において、教育民生常任委員会に審査付託となりました議案6件及び継続審査となっていた陳情1件について、その審査の経過と結果を御報告申し上げます。

本委員会では、去る3月6日に委員会を開催し、担当部長等の出席を求め、慎重に審査いたしました。

議案第23号三次市立学校設置条例の一部を改正する条例（案）外議案5件については、審査

の結果、全員一致をもって原案のとおり可決してよいものと決しました。

次に、陳情第2号公的年金2.5%の削減に反対する意見書の提出については、物価下落の中で、本来の水準より2.5%高い水準で年金が支払われていたことを考えれば、年金制度の維持、世代間の負担の公平性を図るために、特例水準の解消はやむを得ない措置であるとの理由から、全員一致をもって不採択とすべきものと決しました。

審査の過程において、各委員から述べられた指摘及び意見について、その主なものを申し上げます。

議案第26号三次市国民健康保険診療所設置及び管理条例の一部を改正する条例（案）については、引き続き、将来にわたって住みなれた地域で安心して医療が受けられるよう、診療所医師の確保を含め、体制の維持に努められたい。

また、議案第27号三次市廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例（案）については、今後も消費税増税や燃料価格の高騰による指定ごみ袋作製コストの上昇が予想され、ごみ減量化対策協力金の減収が想定される。指定ごみ袋の広告掲載などの新たな財源確保を検討されたい。あわせて、焼却施設などの過剰な使用を避け、長期にわたって施設を維持していくために、さらなるごみの減量化、リサイクル活動を推進されたい。

以上、述べました事項のほか、委員会審査において各委員から述べられた指摘及び意見についても、今後十分に反映していただくよう要望し、委員長報告を終わります。

○議長（沖原賢治君） ただいまの委員長報告に対する質疑を願います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（沖原賢治君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終わります。

討論願います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（沖原賢治君） 討論なしと認めます。

これより議案第23号外5議案及び平成25年陳情第2号を一括採決をいたします。

議案6件に対する委員長の報告は可決であります。

次に、陳情1件に対する委員長の報告は不採択であります。

お諮りいたします。

議案6件及び陳情1件は委員長の報告のとおり決することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（沖原賢治君） 御異議なしと認めます。

よって議案第23号外5議案は委員長の報告のとおり可決されました。

平成25年陳情第2号公的年金2.5%の削減に反対する意見書の提出については不採択と決しました。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第4 産業建設常任委員長報告3件

議案第28号 三次市駐輪場設置及び管理条例の一部を改正する条例（案）

議案第29号 三次市公共下水道条例の一部を改正する条例（案）

議案第36号 指定管理者の指定の変更について

○議長（沖原賢治君） 日程第4、議案第28号三次市駐輪場設置及び管理条例の一部を改正する条例（案）外2議案を一括議題といたします。

議案3件について産業建設常任委員長の報告を求めます。

（産業建設常任委員長 小田伸次君、挙手して発言を求め）

○議長（沖原賢治君） 小田産業建設常任委員長。

〔産業建設常任委員長 小田伸次君 登壇〕

○産業建設常任委員長（小田伸次君） おはようございます。

今期定例会において、産業建設常任委員会に審査付託となりました議案3件について、その審査の経過と結果を御報告申し上げます。

本委員会では、去る3月6日に委員会を開催し、担当部局長等の出席を求め、慎重に審査いたしました。

議案第28号三次市駐輪場設置及び管理条例の一部を改正する条例（案）外議案2件は、審査の結果、いずれも全員一致をもって原案のとおり可決してよいものと決しました。

審査の過程において、各委員から述べられた指摘及び意見について、その主なものを申し上げます。

議案第28号については、三次駅周辺整備事業における駐輪場の移設にかかわる議案であります。この事業の完成までには、工事の段階ごとに駅利用者乗降場や駐輪場等の位置が変更するため、利用者が混乱しないよう十分な事前周知に努められたい。また、三次駅周辺の駐輪場や駐車場は、特に十日市コミュニティセンターでのイベント開催時には常時不足している状況であり、空きスペースの有効利用や立体駐車場化なども念頭に置き、改善を検討されたい。

以上、述べました事項のほか、委員会審査において各委員から述べられた指摘及び意見についても、今後十分に反映していただくよう要望し、委員長報告を終わります。

○議長（沖原賢治君） ただいまの委員長報告に対する質疑を願います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（沖原賢治君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終わります。

討論願います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（沖原賢治君） 討論なしと認めます。

これより議案第28号外2議案を一括採決をいたします。

議案3件に対する委員長の報告は可決であります。

お諮りいたします。

議案3件は委員長の報告のとおり決することに御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(沖原賢治君) 御異議なしと認めます。

よって議案第28号外2議案は委員長の報告のとおり可決されました。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第5 予算決算常任委員長報告21件

- 議案第 1号 平成26年度三次市一般会計予算(案)
- 議案第 2号 平成26年度三次市国民健康保険特別会計予算(案)
- 議案第 3号 平成26年度三次市診療所特別会計予算(案)
- 議案第 4号 平成26年度三次市介護保険特別会計予算(案)
- 議案第 5号 平成26年度三次市後期高齢者医療特別会計予算(案)
- 議案第 6号 平成26年度三次市土地取得特別会計予算(案)
- 議案第 7号 平成26年度三次市下水道事業特別会計予算(案)
- 議案第 8号 平成26年度三次市農業集落排水事業特別会計予算(案)
- 議案第 9号 平成26年度三次市簡易水道事業特別会計予算(案)
- 議案第10号 平成26年度三次市病院事業会計予算(案)
- 議案第11号 平成26年度三次市水道事業会計予算(案)
- 議案第12号 平成25年度三次市一般会計補正予算(第7号)(案)
- 議案第13号 平成25年度三次市国民健康保険特別会計補正予算(第3号)(案)
- 議案第14号 平成25年度三次市診療所特別会計補正予算(第2号)(案)
- 議案第15号 平成25年度三次市介護保険特別会計補正予算(第3号)(案)
- 議案第16号 平成25年度三次市後期高齢者医療特別会計補正予算(第2号)(案)
- 議案第17号 平成25年度三次市下水道事業特別会計補正予算(第3号)(案)
- 議案第18号 平成25年度三次市農業集落排水事業特別会計補正予算(第3号)(案)
- 議案第19号 平成25年度三次市簡易水道事業特別会計補正予算(第2号)(案)
- 議案第20号 平成25年度三次市病院事業会計補正予算(第2号)(案)
- 議案第21号 平成25年度三次市水道事業会計補正予算(第1号)(案)

○議長(沖原賢治君) 日程第5、議案第1号平成26年度三次市一般会計予算(案)外20議案を一括議題といたします。

議案21件について予算決算常任委員長の報告を求めます。

(予算決算常任委員長 國岡富郎君、挙手して発言を求める)

○議長(沖原賢治君) 國岡予算決算常任委員長。

〔予算決算常任委員長 國岡富郎君 登壇〕

○**予算決算常任委員長（國岡富郎君）** 今期定例会において、予算決算常任委員会に審査付託となりました議案21件について、その審査の経過と結果を御報告申し上げます。

本委員会では、去る3月10日から17日にわたり委員会を開催し、担当部局長などの出席を求め、慎重に審査いたしました。

議案第1号平成26年度三次市一般会計予算（案）については、審査の結果、賛成多数をもって原案のとおり可決してよいものと決しました。

次に、議案第2号平成26年度三次市国民健康保険特別会計予算（案）外議案19件については、審査の結果、いずれも全員一致をもって原案のとおり可決してよいものと決しました。

審査の過程において、各委員から述べられた指摘及び意見について、その主なものを申し上げます。

議案第1号については、1つ、各種補助金はそれぞれの目的のために有効に活用されるものであるが、中には補助基準が実態に合わず、有効活用が十分に図られていないことが懸念される。支援の目的や地域の実態などを十分に調査し、さらなる有意義な活用ができる補助制度とされたい。2つ、総合計画に基づく実施計画や財政計画は、審査において必要となる資料である。審査時には内容検討ができるように提出されたい。3つ目、新市まちづくり計画の進捗率は、地域間により大きな差が生まれており、特に道路事業の進捗率は非常に悪い地域もある。今後の事業計画は、地域審議会の意見を十分に踏まえて推進されたい。

次に、議案第2号について、国民健康保険特別会計においては多額の繰出金も発生している状況がある。将来を見据えた財政運営を行い、予防医療の取り組みなどを強化することにより、医療費の削減に努められたい。

次に、議案第10号平成26年度三次市病院事業会計予算（案）について、1つ、PET-CT（陽電子放射線断層撮影装置）の導入は、地域がん医療連携拠点病院としての機能充実と、がん医療に対する貢献度は大いに期待できる。機器の運用を十分に検討し、病院経営の安定につながられたい。2つ目、看護師配置基準7対1の実現は診療報酬の増額につながる。早期実現のためには、看護師の労働条件の改善や職場環境の整備を行う必要があり、早急に対策を講じられたい。3つ目、がん患者の身体的、精神的苦痛を和らげる緩和ケアのための相談施設は、狭隘で、十分とは言えない。必要な施設整備の拡充について検討されたい。

以上述べましたほか、委員会審査において各委員から述べられた指摘及び意見についても、今後、施策に十分に反映していただくよう要望し、委員長報告を終わります。

○**議長（沖原賢治君）** ただいまの委員長報告に対する質疑は、予算決算常任委員会において既に Rowe されていますので、省略をいたします。

これより討論を願います。

討論は、反対討論、賛成討論を交互に願います。

まず、反対の討論を許します。

（1番 吉岡広小路君、挙手して発言を求める）

○議長（沖原賢治君） 吉岡議員。

○1番（吉岡広小路君） 私は、議案第1号平成26年度の三次市一般会計予算（案）について、反対の立場で討論を行わせていただきたいと思います。

数点、その理由を申し上げたいと思いますが、まず反対を前提として、今回、予算決算常任委員長の報告にもありました。総合計画に基づく実施計画や財政計画は、審査において必要となる資料である。審査時には内容検討ができるように提出されたい。さらに、総務委員長報告でも総合計画の中で意見が述べられております。今後10年間のまちづくりの総合指針となり、必要な事業が着実に実施されるには、財政計画や推計の裏づけが必要であり、総合計画との整合性が図られているかを適宜検証しながら進められたい。こういった内容で、一般質問から含めて今回の予算審議に当たっては、執行部の財政計画でありますとか実施計画でありますとか、あるいは新市まちづくり計画に伴うもの、こういったものを求めておりましたけれども、資料は昨日提出をされましたが、実際の説明であるとかというのは、この議会が終了後、本会議が終了後、全ての採決が終了後ということでありまして、まことに執行部の説明からいうと、その説明内容にしても取り組みにしても、真摯な姿勢であるというふうには思えない。まず、予算に関する説明、審議が不十分であったという前提があります。

さらに、今回、予算案もですけれども、総務委員会で先ほど採決もされましたように、三次市総合計画が策定もされました。1年前倒しということですが、当然合併を経験をして10年たつ、1年前倒しをしてでも新しい総合計画、新たな事業が生まれてきた。特に、10年前で言うところと想定をされなかった尾道松江線への対応であるとか、人口減少に対する対応であるとか、そういった大きな新しい課題に対応しなければいけない課題も出てきた。当然総合計画の見直しをして、それに当たられておるとことは十分に評価できようかと思えます。さらに、総合計画の内容を見ても、それぞれの職員さんも頑張っていたと思いますが、それぞれの委員さんがそれぞれの立場を超えて、市の財政事情であるとか新たな課題の展開であるとか、そういったところもきちんとまとめていただいておりますというふうにも思えます。特に、女性の社会参加でありますとか少子・高齢化への対応でありますとか、今まで、やはりこれも今までの総合計画の中では不十分だった部分についてクローズアップして、その対応をしていこうということが明確に打ち出されておる点では高く評価したいと思いますし、市民の皆さんのそういった審議会で、財政の状況まで踏み込んで、厳しい財政状況であるんで市民のみんなもそれを共有し合おうということも言っていただいておりますのも、非常に評価されるであろうかと思えます。

問題は、そこで出された、決定をされた総合計画の、先ほどもありましたように、伴う長期財政計画がきちんとしておるのかどうなのかという点。あるいは総合計画に伴う、さきのメイン事業でありますとか、新規の新しい事業に伴う尾道松江、女性の社会参加、あるいは子育て支援、こういったものの目玉であります事業が、少なくとも平成26年度の当初予算を見る限り、そういったものが見当たらない。今後の実施計画とか内容で示されるのかもわかりませんが、こういった点からいって、全く総合計画がきちんとしたものができて、予算案がその

整合性がとられていないというのが私自身の思いであります。

さらには、やはりこの議会の終了後に、新市まちづくり計画についてということで全員協議会で説明があるようです。きのう資料が出されて見させていただきましたけれども、その中には、国の法律が変わって、合併特例5年間延長になったということで、市の方針として5年間延長したいという旨が、ここに提案として書かれております。昨年来より、私自身は特に新庁舎建設にかかわって、新市まちづくり計画の中で計画をしておる新庁舎の問題、国の法律が5年間延長したのだから、その5年間延長した中で本当に今何をやらなければいけないか、新しい課題も含めて庁舎を位置づけをどこに持ってくるか、残事業をどこに持ってくるか、これらを、5年間事業を延長した後で、それらをしっかり真剣に考えるべきだということを要求してきましたけれども、執行部のあるいは市長の答えというのは一貫して、期間の延長は考えてないということでありました。そういった方針に転換がある場合、私は5年間延長すべきだというふうに議会の中でも申し上げましたけれども、しかしながら執行部の中で明らかに予算に関することで大きな変換点がある場合は、市長の施政方針なりあるいは一般質問に対する答弁なり、他の議員も質問されておりますから、その中で明快にされて、この議会、予算決算特別常任委員会の中で、きちんと議論されるべき内容であったというふうに思います。

もう一点、それから、先ほどの議案第35号指定管理者に関する予算が含まれておることも含めて、私自身はこの議案第1号に反対の立場とさせていただきます。

○議長（沖原賢治君） 次に、賛成討論。

（16番 亀井源吉君、挙手して発言を求め）

○議長（沖原賢治君） 亀井議員。

○16番（亀井源吉君） 議案第1号平成26年度三次市一般会計予算（案）に賛成の立場で討論に参加をいたします。

この当初予算案は、先ほど可決しました新たな三次市総合計画に掲げた目指すまちの姿である「しあわせを実感しながら、住み続けたいまち～中山間地域の未来を拓く拠点都市・三次～」を実現するため、4つの挑戦を初めとした、さまざまな施策が展開される挑戦型予算として編成されています。4つの挑戦全てが重要ではありますが、特に私が注目しているのは、その中の一つである「拠点性を活かして三次の未来を切り拓くこと」であろうかと思えます。この3月には、中国横断自動車道尾道松江線の三次東インターチェンジから吉舎インターチェンジまでの間が、そして平成26年度中にはいよいよ全線開通となり、三次市が中国地方の結節点となります。この好機を逃さず、三次市の拠点性を高める事業を推し進める必要があります。この予算には、平成26年度内の完成を予定している市民ホールの建設事業、新庁舎建設事業、三良坂小中一貫教育校整備事業、農業交流連携拠点施設整備という、拠点性を向上することにより大変かわりの深い大きな事業を盛り込んでおります。予算案を可決し、遅滞なく事業を遂行していくことが重要であります。

そのほかにも、平成25年度3月補正予算と一体的に実施する経済対策や防災・減災対策の強化、生活に密着した事業などを、大変厳しい財政状況ではありますが積極的に盛り込んだ予算と

なっております。次世代に健全な財政を引き継ぐためには、行財政改革を断固推進するとともに、プライマリーバランスの黒字の堅持や基金の確保など、積極的に取り組む必要もあります。依然として厳しい財政状況ではありますが、本市の基金総額は合併時の61億円から平成25年末では175億円となり、114億円の増額、財政調整基金についても、平成19年度末の約20億円と比べると約20億6,000万円の増額となる見込みである。また、市債においても借入額を抑えながら繰上償還も進められており、積極的な事業の推進と堅実な財政運営を両立しているものと考えています。平成26年度の実施計画、財政計画については、平成25年11月に議会へ提出をされておりますし、新しい総合計画に基づいた今後の実施計画、財政計画については、その可決を受けて今後慎重に積算し、議論されることが本筋であろうと思います。合併10年を迎える三次市が、この平成26年度予算の執行に当たって、一步前へ前進し魅力ある三次となるよう今後とも努力されることを望み、賛成討論といたします。

○議長（沖原賢治君） ほかに討論ありますか。

（2番 須山敏夫君、挙手して発言を求める）

○議長（沖原賢治君） 須山議員。

○2番（須山敏夫君） 私は、先ほど報告のありました予算決算常任委員長報告に対し、意見を付けて賛成の討論をいたします。

議案第1号から第11号まで11議案は、平成26年度三次市一般会計予算（案）ほか各会計の予算（案）議案であります。さらに、議案第12号から議案第21号、10議案は、平成25年度三次市一般会計補正予算を初め、各会計の補正予算案であります。まず、平成25年度の各補正予算案は、各会計において多額の減額補正予算案となっております。これは、これまでの決算審査において多額の不用額が計上されていることに対する議会からの指摘によるものであると考えますが、議会で議決された予算は、できる限り予算どおり適正に執行されるべきであると考えます。しかし、今定例会での予算案審議において減額となった理由等についての説明では、予定していた事業が取り組まれなかったり、見込みより実績が下回ったなど、事業計画とそれを裏づける予算の立て方に疑問を抱かざるを得ない事例が、一定見受けられました。もちろん全ての事業が予定どおり実施できるとは思いませんが、甘い計画や努力不足もあったのではないかと考えるものであります。こうしたことを前提にした来年度予算案の審議の過程でも、これらのことを踏まえ、より綿密な事業計画に基づく予算が計上されていることについても、やはり一定の疑問を抱かざるを得ません。しかし、全体として見れば、ソフト面を重視した市民生活優先の新年度予算案になっていると考え、現在の経済状況や地域経済を考慮すれば、年度初めからの切れ目のない事業実施、経済対策としての事業実施が必要であると考えられるものであります。

執行部におかれては、以上のことを強く認識し、議会の議決を重く受けとめると同時に、市民サービス向上へのさらなる努力と適正かつ効果的な予算執行に当たられるべきであるとの意見を付して、賛成の討論とします。

○議長（沖原賢治君） ほかに討論ありますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(沖原賢治君) これをもって討論を終わります。

これより議案第1号外20議案を採決いたします。

初めに、反対討論のありました議案第1号平成26年度三次市一般会計予算(案)を採決いたします。

本案は、反対討論がありましたので、起立により採決をいたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は委員長の報告のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長(沖原賢治君) 起立多数であります。

よって議案第1号平成26年度三次市一般会計予算(案)は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第1号を除く議案第2号外19議案を一括採決をいたします。

議案20件に対する委員長の報告は可決であります。

お諮りいたします。

議案第2号外19議案は委員長の報告のとおり決することに御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(沖原賢治君) 御異議なしと認めます。

よって議案第2号外19議案は委員長の報告のとおり可決されました。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第6 報告第4号 専決処分の報告について(訴えの提起について)

報告第5号 専決処分の報告について(訴えの提起について)

○議長(沖原賢治君) 日程第6、報告第4号及び報告第5号専決処分の報告についてを一括議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

(副市長 高岡雅樹君、挙手して発言を求め)

○議長(沖原賢治君) 高岡副市長。

[副市長 高岡雅樹君 登壇]

○副市長(高岡雅樹君) ただいま御上程になりました報告第4号及び報告第5号の報告2件について、一括して御説明申し上げます。

最初に、報告第4号専決処分の報告について御説明申し上げます。

本件は、市営住宅の入居者に対し滞納家賃等の支払い督促の申し立てを行ったところ、督促異議の申し立てがなされ、これに伴い訴訟事件に移行することとなったことにより、訴えを提起することについて、地方自治法第180条第1項の規定により専決処分いたしましたので、同条第2項の規定に基づき御報告申し上げるものであります。

次に、報告第5号専決処分の報告について御説明申し上げます。

本件は、市営住宅の入居者に対し滞納家賃等の支払い督促の申し立てを行ったところ、督促異議の申し立てがなされ、これに伴い訴訟事件に移行することとなったことにより、訴えを提起することについて、地方自治法第180条第1項の規定により専決処分いたしましたので、同条第2項の規定に基づき御報告申し上げるものであります。

○議長（沖原賢治君） 質疑を願います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（沖原賢治君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終わります。

ただいま議題となっております報告2件は、地方自治法に基づき指定された専決処分でありますので、先例により質疑のみといたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第7 議案第42号 三次市教育委員会委員の任命の同意を求めることについて

○議長（沖原賢治君） 日程第7、議案第42号三次市教育委員会委員の任命の同意を求めることについてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

（副市長 高岡雅樹君、挙手して発言を求める）

○議長（沖原賢治君） 高岡副市長。

〔副市長 高岡雅樹君 登壇〕

○副市長（高岡雅樹君） ただいま御上程になりました議案第42号の議案1件について御説明申し上げます。

議案第42号三次市教育委員会委員の任命の同意を求めることについて御説明申し上げます。

本案は、三次市教育委員会委員の小根森直子氏の任期が平成26年5月13日をもって満了することに伴い、引き続き同氏を同委員として任命することについて、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第1項の規定により市議会の同意を求めようとするものであります。

なお、委員の任期は4年となっております。

以上、議案1件につきまして、よろしく御審議の上、御議決いただきますようお願い申し上げます。

○議長（沖原賢治君） 本案は、先例により質疑及び討論を省略し、直ちに採決いたします。

お諮りいたします。

本案は同意することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（沖原賢治君） 御異議なしと認めます。

よって議案第42号は同意することに決しました。

~~~~~ ○ ~~~~~

#### 日程第8 議案第43号 三次市公平委員会委員の選任の同意を求めることについて

○議長（沖原賢治君） 日程第8、議案第43号三次市公平委員会委員の選任の同意を求めることに

ついてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

(副市長 高岡雅樹君、挙手して発言を求める)

○議長(沖原賢治君) 高岡副市長。

[副市長 高岡雅樹君 登壇]

○副市長(高岡雅樹君) ただいま御上程になりました議案第43号の議案1件について御説明申し上げます。

議案第43号三次市公平委員会委員の選任の同意を求めることについて御説明申し上げます。

本案は、三次市公平委員会委員の桑名陽子氏の任期が平成26年4月29日をもって満了することに伴い、引き続き同氏を同委員に選任することについて、地方公務員法第9条の2第2項の規定により市議会の同意を求めようとするものであります。

なお、委員の任期は4年となっております。

以上、議案1件につきまして、よろしく御審議の上、御議決いただきますようお願い申し上げます。

○議長(沖原賢治君) 本案は、先例により質疑及び討論を省略し、直ちに採決いたします。

お諮りいたします。

本案は同意することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(沖原賢治君) 御異議なしと認めます。

よって議案第43号は同意することに決しました。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第9 議案第44号 三次市公益通報審査会委員の委嘱の同意を求めることについて

議案第45号 三次市公益通報審査会委員の委嘱の同意を求めることについて

○議長(沖原賢治君) 日程第9、議案第44号及び議案第45号三次市公益通報審査会委員の委嘱の同意を求めることについてを一括議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

(副市長 高岡雅樹君、挙手して発言を求める)

○議長(沖原賢治君) 高岡副市長。

[副市長 高岡雅樹君 登壇]

○副市長(高岡雅樹君) ただいま御上程になりました議案第44号及び議案第45号の議案2件について一括して御説明申し上げます。

最初に、議案第44号三次市公益通報審査会委員の委嘱の同意を求めることについて御説明申し上げます。

本案は、三次市公益通報審査会委員の高野隆行氏の任期が平成26年4月29日をもって満了することに伴い、引き続き同氏を同委員に委嘱することについて、三次市における法令遵守の推進等に関する条例第5条第3項の規定により市議会の同意を求めようとするものであります。

なお、委員の任期は2年となっております。

次に、議案第45号三次市公益通報審査会委員の委嘱の同意を求めることについて御説明申し上げます。

本案は、三次市公益通報審査会委員の大井睦子氏の任期が平成26年4月29日をもって満了することに伴い、引き続き同氏を同委員に委嘱することについて、三次市における法令遵守の推進等に関する条例第5条第3項の規定により市議会の同意を求めようとするものであります。

なお、委員の任期は2年となっております。

以上、議案2件につきまして、よろしく御審議の上、御議決いただきますようお願い申し上げます。

○議長（沖原賢治君） 本案は、先例により質疑及び討論を省略し、直ちに採決をいたします。

まず、議案第44号について採決いたします。

お諮りいたします。

本案は同意することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（沖原賢治君） 御異議なしと認めます。

よって議案第44号は同意することに決しました。

次に、議案第45号について採決いたします。

お諮りいたします。

本案は同意することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（沖原賢治君） 御異議なしと認めます。

よって議案第45号は同意することに決しました。

~~~~~ ○ ~~~~~

#### 日程第10 三次市農業委員会委員の推薦について

○議長（沖原賢治君） 日程第10、三次市農業委員会委員の推薦についてを議題といたします。

これより農業委員会等に関する法律第12条第2項の規定により、三次市農業委員会委員として学識経験を有する者の推薦を行います。

議会推薦の委員は2名とし、布野町下布野、大前万寿美氏、東河内町、近藤幸恵氏を指名したいと思います。

お諮りいたします。

ただいま指名をいたしました大前万寿美氏、近藤幸恵氏を三次市農業委員会委員として推薦することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（沖原賢治君） 御異議なしと認めます。

よって議会推薦の委員は2名とし、大前万寿美氏、近藤幸恵氏を推薦することに決しました。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第11 発議第1号 「手話言語法」制定を求める意見書（案）

○議長（沖原賢治君） 日程第11、発議第1号「手話言語法」制定を求める意見書（案）を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

（12番 新家良和君、挙手して発言を求める）

○議長（沖原賢治君） 新家議員。

〔12番 新家良和君 登壇〕

○12番（新家良和君） 皆さんおはようございます。

ただいま御上程となりました発議第1号について、提出者を代表して提案理由の説明を申し上げます。

提出者は、竹原孝剛議員、伊達英昭議員、岡田美津子議員、宍戸稔議員、杉原利明議員、齊木亨議員、鈴木深由希議員と私、新家良和でございます。

本案は、地方自治法第99条及び三次市議会会議規則第14条の規定により提出するものでございます。

案文の朗読をもって提案理由の説明にかえさせていただきます。

発議第1号

「手話言語法」制定を求める意見書（案）

手話とは、日本語を音声ではなく手や指、体などの動きや顔の表情を使う独自の語彙や文法体系をもつ言語である。手話を使うろう者にとって、聞こえる人たちの音声言語と同様に、大切な情報獲得とコミュニケーションの手段として大切に守られてきた。

しかしながら、ろう学校では手話は禁止され、社会では手話を使うことで差別されてきた長い歴史があった。

2006（平成18）年12月に採択された国連の障害者権利条約には、「手話は言語」であることが明記されている。

障害者権利条約の批准に向けて日本政府は国内法の整備を進め、2011（平成23）年8月に成立した「改正障害者基本法」では、「全て障害者は、可能な限り、言語（手話を含む。）その他の意思疎通のための手段についての選択の機会が確保される」と定められた。

また、同法第22条では、国・地方公共団体に対して情報保障施策を義務付けており、手話が音声言語と対等な言語であることを広く国民に広め、聞こえない子どもが手話を身につけ、手話で学べ、自由に手話が使え、更には手話を言語として普及、研究することができる環境整備に向けた法整備を国として実現することが必要であるとする。

よって、本市議会は、政府と国に次の事項を講ずるよう強く求めるものである。

- 1 手話が音声言語と対等な言語であることを広く国民に広め、聞こえない子どもが手話を身につけ、手話で学べ、自由に手話が使え、更には手話を言語として普及、研究することのできる環境整備を目的とした「（仮称）手話言語法」を制定すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成26年（2014年）3月19日

三 次 市 議 会

以上であります。全員の御賛同をいただきますようお願いし、提案理由の説明とさせていただきます。

○議長（沖原賢治君） 質疑を願います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（沖原賢治君） 質疑なしと認めます。

討論願います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（沖原賢治君） 討論なしと認めます。

これより発議第1号を採決いたします。

お諮りいたします。

本意見書案は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（沖原賢治君） 御異議なしと認めます。

よって発議第1号「手話言語法」制定を求める意見書（案）は原案のとおり可決されました。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第12 発議第2号 野生鳥獣の解体処理と流通体制の法的整備を求める意見書（案）

○議長（沖原賢治君） 日程第12、発議第2号野生鳥獣の解体処理と流通体制の法的整備を求める意見書（案）を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

（24番 久保井昭則君、挙手して発言を求める）

○議長（沖原賢治君） 久保井議員。

〔24番 久保井昭則君 登壇〕

○24番（久保井昭則君） 皆さんおはようございます。

ただいま御上程となりました発議第2号について、提出者を代表して提案理由の説明を申し上げます。

提出者は、大森俊和議員、池田徹議員、小田伸次議員、保実治議員、吉岡広小路議員、澤井信秀議員、小池拓司議員と私、久保井昭則でございます。

本案は、地方自治法第99条及び三次市議会会議規則第14条の規定により提出するものでございます。

案文の朗読をもって提案理由の説明にかえさせていただきます。

発議第2号

### 野生鳥獣の解体処理と流通体制の法的整備を求める意見書（案）

環境省と農林水産省は、2023年度までに鹿の生息数を現在の325万頭から160万頭、イノシシは88万頭から50万頭に削減する目標を掲げている。目標達成のため、鳥獣保護法の題名に「管理」を加え「（仮称）鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律」とし、害を与える鳥獣の個体数を適正水準に減らし、生息地を適正な範囲に縮小させるための必要な措置を講じるなど改正案の提出を予定している。

法改正によって「入口対策」である捕獲の数が増えれば、「出口対策」としての食肉利用の促進が欠かせない。地域（自治体）によっては、地元で捕獲した野生鳥獣の肉（ジビエ）料理を地元飲食店で提供する「ジビエのまちづくり」や特産品の開発などを行っている。また、野生鳥獣の肉は高たんぱく・低カロリーであるため健康志向の人に売り込みやすく、都市部ではジビエ専門店も出現している。

農林水産省の調べでは、現在、国内の卸売市場での野生鳥獣の肉の取扱実績は無い。野生鳥獣の肉を販売するには、食品衛生法に基づき食肉処理業や食肉販売業の許可を得る必要がある。

また、牛肉や豚肉のような需給調整や、まとまった量を流通させる仕組みが未整備であり、全国的な流通の実態は不透明である。

と畜場法の対象外である野生鳥獣には、解体処理の全国統一基準が無いため、肉質の状態などを検査する体制や規律が整備されておらず、食品事故が発生すれば店の信頼を失うだけでなく、全体として消費者離れが起りかねない。牛や豚の処理場と同じように、第三者が消費者に対し、「生体が健康であるか。衛生的な環境で処理されたか。」を証明できる体制整備が急がれる。

一部の都道府県では、衛生面の課題を補完するため、独自に解体処理に関するガイドラインを整備し、解体処理時に獣医師が立ち会うなど家畜並みの安全性を担保して、安心な野生鳥獣の肉の供給体制を整備しているものの、全国一律の体制整備が望まれる。

よって、政府に対し、早急に安心・安全な野生鳥獣の肉が提供できる体制整備を図るよう次の3項目について要望する。

- 1 野生鳥獣の解体・検査等の法的整備
- 2 施設、施設管理、衛生処理等の統一基準（ガイドライン）の整備
- 3 流通体制の整備

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成26年（2014年）3月19日

三 次 市 議 会

以上であります。全員の御賛同をいただきますようお願いし、提案理由の説明といたします。

○議長（沖原賢治君） 質疑を願います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(沖原賢治君) 質疑なしと認めます。

討論願います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(沖原賢治君) 討論なしと認めます。

これより発議第2号を採決いたします。

お諮りいたします。

本意見書案は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(沖原賢治君) 御異議なしと認めます。

よって発議第2号野生鳥獣の解体処理と流通体制の法的整備を求める意見書(案)は原案のとおり可決されました。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第13 発議第3号 労働者保護ルール改悪反対を求める意見書(案)

○議長(沖原賢治君) 日程第13、発議第3号労働者保護ルール改悪反対を求める意見書(案)を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

(19番 大森俊和君、挙手して発言を求める)

○議長(沖原賢治君) 大森議員。

[19番 大森俊和君 登壇]

○19番(大森俊和君) 皆さんおはようございます。

ただいま御上程となりました発議第3号について、提出者を代表して提案理由の説明を申し上げます。

提出者は、平岡誠議員、助木達夫議員、林千祐議員、伊達英昭議員、宍戸稔議員、新家良和議員、澤井信秀議員、山村恵美子議員、そして私、大森俊和でございます。

本案は、地方自治法第99条及び三次市議会会議規則第14条の規定により提出するものでございます。

案文の朗読をもって提案理由の説明にかえさせていただきます。

発議第3号

労働者保護ルール改悪反対を求める意見書(案)

わが国は、働く者のうち約9割が雇用関係のもとで働く「雇用社会」である。

この「雇用社会日本」の主人公である雇用労働者が、安定的な雇用と公正な処遇のもとで安心して働くことができる環境を整備することが、デフレからの脱却、ひいては、日本経済・社会の持続的な成長のために必要である。

それにもかかわらず、今、政府内に設置された一部の会議体では、「成長戦略」の名のもと

に、「解雇の金銭解決制度」や「ホワイトカラー・イグゼンプション」の導入、解雇しやすい正社員を増やす懸念のある「限定正社員」の普及、労働者保護の後退を招くおそれのある労働者派遣法の見直しなどといった、労働者を保護するルールの後退が懸念される議論がなされている。働く者の犠牲の上に成長戦略を描くことは決して許されることなく、むしろ政府が掲げる「経済の好循環」とは全く逆の動きであると言える。

また、政府内の一部の会議体の議論は、労働者保護ルールそのものに留まらず、労働政策に係る基本方針の策定のあり方にも及んでおり、労使の利害調整の枠を超えた総理主導の仕組みを創設することも提言されている。雇用・労働政策は、ILO（国際労働機関）の三者構成原則に基づき労働政策審議会において議論すべきであり、こうした提言は、国際標準から逸脱したものと云わざるを得ない。

こうした現状に鑑み、本議会は、政府に対して、次の事項を強く要望する。

- 1 不当な解雇として裁判で勝訴しても企業が金銭さえ払えば職場復帰の道が閉ざされてしまう「解雇の金銭解決制度」、解雇しやすい正社員を増やす懸念のある「限定正社員」制度の普及、長時間労働を誘発するおそれのある「ホワイトカラー・イグゼンプション」の導入などは、行わないこと。
- 2 低賃金や低処遇のままの派遣労働の拡大につながりかねない法改正ではなく、派遣労働者のより安定した直接雇用への誘導と処遇改善に向けた法改正を行うこと。
- 3 雇用・労働政策に係る議論は、ILOの三者構成主義に則して、労働者代表委員、使用者代表委員、公益委員で構成される労働政策審議会で行われること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成26年（2014年）3月19日

三 次 市 議 会

以上であります、全員の御賛同をいただきますようお願いし、提案理由の説明といたします。

以上であります。

○議長（沖原賢治君） 質疑を願います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（沖原賢治君） 質疑なしと認めます。

これより討論を行います。

討論は、反対討論、賛成討論を交互にお願いをいたします。

まず、反対の討論を許します。

（24番 久保井昭則君、挙手して発言を求める）

○議長（沖原賢治君） 久保井議員。

○24番（久保井昭則君） ただいま上程されました発議第3号労働者保護ルールの改悪反対を求める意見書（案）について、反対の立場で述べさせていただきます。

総務省が発表した2012年度労働力調査では、雇用者に占めるパートやアルバイトなどの非正規労働者は、年平均35.2%、昨年を0.1%以上を上回り、過去最高となっております。正規労働者は3,340万人、非正規労働者は1,813万に達しております。柔軟な就労機会として利用する一方で、不本意ながらパートやアルバイト、派遣労働者として働かざるを得ない人たちも少なくありません。また、ブラック企業、不当な長時間労働、過労死、過労鬱などの問題もあり、雇用政策のあり方、新しい労働者ルールについて検討することは喫緊の課題であり、当然のことと認識しております。

今回の意見書の3項目についてでございますが、まずこの意見書の項目の1について、解雇の金銭解決制度については、現在、制度の導入を見送るという政府判断が既になされております。その背景には、金銭解決で解雇の実例もあり、ガイドラインを作成すると実際に合わない状況が発生するおそれがあるという理由でございます。

次に、最近注目されております限定正社員制度は、労働者、企業にとって有益な、これからの日本にふさわしい働き方を実現させる可能性もあります。すなわち、労働者にとっては正社員としての安定的雇用である上に、育児や介護を初めとする個人的な事情への配慮がなされる制度であり、企業にとってはスキルが蓄積された人材を、安定的かつ正社員に比べ9割弱の給与水準で活用できる制度であると言えます。一般的な正社員と同様に定年まで働き続けられるものの、勤務地や職種、労働時間が限定されている雇用体系で、地域限定社員や短時間正社員と呼ばれている働き方でございます。勤務地の変更や残業がないため、先ほど述べましたように子育てや介護などの事情を踏まえる人が、自分のライフスタイルに合わせて働き続けることが可能となります。また、不安定な非正規雇用で働く人が、正社員化を目指す際の大きな足がかりとなり得る制度でございます。現在何らかの限定正社員を導入している企業は5割に達し、限定正社員導入をさせていく意義は大きいものと言えます。また、政府は国会答弁の中で、限定正社員にも解雇の乱用は許さないことを強調し、そのためにどのようにするかを議論しております。

次に、ホワイトカラーエグゼンプションについては、社員を時間で雇うというわけではなく、仕事で雇うという考え方でございます。現在、法定労働時間の規制を受ける現状では、同じ仕事を行う社員でも、短時間で仕事を済ませる社員よりも、残業をして仕事をする社員のほうが給与の総額が高くなるという問題が起きております。また、自宅や外出先など会社以外で仕事を行う社員もふえ、多様なビジネススタイルを認めるためにも、法定労働時間撤廃のホワイトカラーエグゼンプションの導入は、生産性を上げるための働き方の一つの方法でございます。よって限定正社員、ホワイトカラーエグゼンプションについて、当然制度の長所、短所はありますが、それらを検討しながら、多様な労働条件の中での新しい労働者保護ルールについて議論すること自体は、何ら問題もないものと考えます。

次に、意見書の項目の2については、全くそのとおり、現在そのために法の改正を行おうとしているところでございます。また、意見書の項目の3については、現在の手続上でも既に政府と経済界、労働界の代表による政労使会議が行われており、この意見書に記載するまでもご

ございません。政府は、今後とも法の改正は、雇用保障のあり方や働きやすい仕組みづくりなど労使双方が納得のいく雇用のルールを整備していくことが、さらに重要だと考えております。このたびの労働法の改正は、よりよき多様な働き方に対応しようとするもので、それを労働者保護ルール改悪と決めつけるこの意見書については、反対とさせていただきます。

○議長（沖原賢治君） 討論ありますか。

（20番 竹原孝剛君、挙手して発言を求める）

○議長（沖原賢治君） 竹原議員。

○20番（竹原孝剛君） 労働者保護ルールの改悪に反対する意見書に賛成の立場で討論に参加をしたいと思います。

まず、この労働者ルール改悪の問題であります。先ほどありましたように雇用関係が9割という日本社会で、最も働く人たちが大切にされなくてはならないということでもあります。そういう中で、憲法でも保障され、基本的人権の中の社会権の保障ということになれば、何をおいても基本的人権、その権利が守られなくてはなりません。その中で、今回、一部の合議体で政府内で議論をされてる問題は、労働時間規制適用免除ということでもあります。ですから、労働時間を自由にすると。そうすれば、労働時間の自由化というのは休日・時間外を行っても保障されないということになります。そういうことになれば残業不払いの合法化となりますし、過労死、労働界で言われるように過労死が増大するということになります。全ての労働、先ほどあったように政府内で政労使の懇談会が行われてると言われましたが、労働界こそって、労連や連合、労協、全ての団体が反対の意思を示しているところであります。労働者を自由に解雇できる制度も、これも先ほどあったように断念をしたようではありますが、まだ再燃をしているところであります。労働者のアンケートをとってみると、66%の方々が反対を示しておりますし、労働時間の規制を外してしまえば、家庭における時間が少なくなる、家庭団らんもできなくなる、少子化に逆行する、家庭で過ごせる時間がなくなるということの不安も出ております。さらに、健康管理に関しても懸念がある、そして日本においてもこの制度は、全体で盛り上げていこう、きずなの日本では、これはなじまないということでもあります。

さらに、先ほどありました限定正社員の問題であります。この問題は、子育ての休暇や介護休暇のさらなる体制整備を行うことで解決する問題でありまして、あえて限定正社員を設ける必要はないわけでありまして。さらに、雇用者側での意見は不統一でありまして、経団連は賛成、経済同友会は反対、日本商工会は反対という立場であります。こういう、まだ議論も不十分である中で、こうした基本的人権を侵害するような制度というのは、導入すべきではない。さらに、厚生労働省が平成22年4月1日から施行しました労働基準法が改正された中では、特に時間外労働を削減するというも行われてますし、それから年次有給休暇の有効利用ということも改正をされているところであります。より労働者が守られて、安心、安定した労働条件のもとに働ける状況をつくり出すのが日本政府の行うことでもあります。よってこの意見書に賛成の立場で討論をさせていただきます。

以上であります。

○議長（沖原賢治君） ほかに討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（沖原賢治君） これをもって討論を終わります。

これより発議第3号を採決いたします。

本意見書案は、反対討論がありましたので、起立により採決いたします。

本意見書案は原案のとおり可決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（沖原賢治君） 起立多数であります。

よって発議第3号労働者保護ルール改悪反対を求める意見書（案）は原案のとおり可決されました。

~~~~~ ○ ~~~~~

#### 日程第14 閉会中継続審査申出事件1件

（総務常任委員会）

平成25年  
陳情第4号 公契約条例制定を求めることについて

○議長（沖原賢治君） 日程第14、委員会における閉会中の継続審査申し出についてを議題といたします。

総務常任委員長から、目下委員会において審査中の陳情第4号公契約条例制定を求めることについては、内容について引き続き調査研究する必要があるため、継続審査としたい旨、会議規則第109条の規定により申し出がありました。

お諮りいたします。

委員長からの申し出のとおり閉会中の継続審査に付することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（沖原賢治君） 御異議なしと認めます。

よって総務常任委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続審査に付することに決しました。

以上で定例会に付議された事件の審議は全て終了いたしました。

これにて平成26年3月三次市議会定例会を閉会をいたします。

20日間にわたる御審議、大変御苦労さまでございました。ありがとうございました。

~~~~~ ○ ~~~~~

——閉会 午前11時47分——

地方自治法第123条第2項の規定により、ここに署名する。

平成26年3月19日

三次市議会議長 沖原賢治

会議録署名議員 穴戸稔

会議録署名議員 山村恵美子